

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年松江市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第 16 条 略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (4) 前項第 4 号の業務 <u>3,900 円</u> の範囲内で市長が定める額 (災害応急作業等手当) 第 20 条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事 1 日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号アの作業 <u>950 円</u> (大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440 円</u>) (2) 前項第 1 号イの作業 <u>1,440 円</u> (3) 前項第 2 号の作業 <u>1,440 円</u> を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が規則で定める額 3 略	(教員特殊業務手当) 第 16 条 略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (4) 前項第 4 号の業務 <u>3,600 円</u> の範囲内で市長が定める額 (災害応急作業等手当) 第 20 条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事 1 日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号アの作業 <u>710 円</u> (大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080 円</u>) (2) 前項第 1 号イの作業 <u>1,080 円</u> (3) 前項第 2 号の作業 <u>1,080 円</u> を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が規則で定める額 3 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の松江市職員の特殊勤務手当に関する条例（次

項において「改正後の条例」という。)は、令和８年４月１日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正前の松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和８年４月１日からこの条例の施行の日の前日までに支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。